

平成31年度（2019年度）金沢大学大学院法務研究科 入学試験問題

【A日程】法律専門科目試験

憲法 採点基準

本問では、憲法が規定する集会の自由についての基本的な知識、すなわち、集会の自由という人権は、どのような内容を保障しているのか、また、近時の事例に則して集会の場所の提供請求権を含むのか、集会の自由と公共施設の管理権との関係で、どこまで集会の自由を制限できるか、という論点について、最高裁判決（最大判昭28年12月23日民集7巻13号1561頁：皇居前広場事件判決及び最三小判平成7年3月7日民集49巻3号687頁：泉佐野市民会館事件判決）等を参考に言及されていれば、合格点を与える。

また、表現の自由の問題として論じていれば、加点する。集会の自由についての論述につき5点、集会の自由の制約と施設管理権についての論述につき15点、最高裁判例などへの言及につき5点を配点する。